

## 会員権停止措置の解除

令和2年11月13日付けで処分を行った下記会員に対する会員権を停止する措置を解除する。

支部名	会員名	登録番号	住 所	会員権停止措置解除日
北 信	田中 豊	20180006	長野市三輪一丁目 16番地18号	令和3年1月20日

### 「会員権の停止」及び「退会勧告」会員

下記の者は、会則第 46 条及び第 48 条第 1 項第 2 号に基づき会員権を停止する。期間は未納会費完納のときまでとする。併せて第 48 条第 3 号に基づき退会勧告とする。

(処分理由)

会費の納入について、社会保険労務士法第 25 条の 30 (会則を守る義務) の規定にもかかわらず、会則第 61 条 (会費の納入) 定めに違反し、かつ度重なる督促を行っても無視し続けたことは、会則第 41 条 (会則等の遵守) の規定の重大なる違反行為であり、極めて悪質と判断せざるを得ないため。

(停止する会員権の内容)

会則第 48 条第 2 項に定めるもの及びその他本会員として享受し得る権利

支部名	会員名	登録番号	住 所	会員権停止期間
北 信	田中 豊	20180006	長野市三輪一丁目 16 番地 18 号	令和 2 年 11 月 13 日から 未納会費完了まで 退会勧告 (令和 2 年 11 月 13 日付け)

。